

# 令和7年 北海道最低賃金情報

～地域別最低賃金改定の目安について～

北海道地方最低賃金は **時給 1,075 円** となる見込みです。

令和7年8月8日に開催された北海道地方最低賃金審議会において、2025年度の北海道最低賃金額について、これまでの1,010円から65円引上げ、1,075円に改定し、令和7年10月4日から発効することで結審されました。

今後は、公示等の諸手続を経て北海道最低賃金額が決定されることになります。

今回の大幅な最低賃金額引き上げに伴い、多くの会社様にて給与額・時給額の改定が必要になります。この最低賃金はすべての労働者に適用されますので、10月以降の給与計算の際はご注意ください。

また、令和7年10月からの社会保険適用拡大対象となる会社様におかれましては、この最低賃金の引き上げに伴い週の労働時間が20時間以上（雇用保険のみ加入）で勤務しているパート・アルバイトの方の給与額が社会保険適用となる「所定内賃金 88,000 円/月額」を超える可能性があります。今一度、雇用契約内容をご確認ください。

会社ごとの賃金規程により計算方法は異なりますが、週40時間フルタイム勤務の方は **月額 186,835 円** を上回る賃金設定が必要になる場合があります。



## 【計算例】 週40時間勤務の場合

時給 1,075 円 × 週 40 時間 × 52.14 週（1年間） ÷ 12 ヶ月

→ 月額 186,835 円となります

 9月中に、最低賃金を下回る可能性がある方の給与額の検討を進めておきましょう